

平成29年12月定例会 付議事件一覧

平成29年12月1日現在

議案案件 52件 (条例=10件、補正予算=8件、単行=34件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 条例議案 10件

頁

1	議案第97号	都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
	固定資産評価審査委員会の書記の人数要件を撤廃するため、所要の改正を行うもの		
2	議案第98号	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
	印鑑登録証明書の交付の申請方法に、利用者操作端末機を追加するため、所要の改正を行うもの		
3	議案第99号	都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
	人事院規則の改正に伴い、育児休業に係る子が保育所等に入れず待機しなければならない場合に、育児休業の再度取得や休業期間の再延長を可能とすることを規定するため、所要の改正を行うもの		
4	議案第100号	都城市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例の制定について	13
	公共施設整備等基金を公共施設の解体及び撤去の財源として活用するため、所要の改正を行うもの		
5	議案第101号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	17
	地方税法の改正に伴い、事業所内保育事業等及び市民緑地に係る固定資産税及び都市計画税について、特例措置を講じることを規定するため、所要の改正を行うもの		
6	議案第102号	都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例の制定について	21
	地域住民の自治公民館への加入及び活動参加を促進し、自治公民館活動を活性化させることによって、地域社会の振興等を図るため、条例を制定するもの		
7	議案第103号	暫定施行した条例を廃止する条例の制定について	27
	平成18年1月1日の1市4町合併時に暫定施行を行った条例のうち、運用の終了した条例について、一括して廃止をするもの		
8	議案第104号	都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例の制定について	31
	青井岳キャンプ場のシャワー室利用に係る使用料の新設についての規定を加えるとともに、条文の整備を行うため、所要の改正を行うもの		
9	議案第105号	都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例の制定について	37
	道の駅山之口の指定管理者の管理業務の範囲を明確化するため、所要の改正を行うもの		

10	議案第106号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
	都市公園以外の公園に、平成30年4月1日供用開始のかかしの里市民広場を追加するため、所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 8件

頁

11	議案第107号	平成29年度都城市一般会計補正予算（第4号）	※
12	議案第108号	平成29年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※
13	議案第109号	平成29年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※
14	議案第110号	平成29年度都城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	※
15	議案第111号	平成29年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	※
16	議案第112号	平成29年度都城市電気事業特別会計補正予算（第2号）	※
17	議案第113号	平成29年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	※
18	議案第114号	平成29年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	※

○ 単行議案 34件

頁

19	議案第115号	工事請負契約の締結について	45
	大修更 第3号 甲斐元通線（歌舞伎橋）整備事業 歌舞伎橋上部工工事について、先般行った一般競争入札の結果、株式会社駒井ハルテック九州営業所が、4億2千388万5千960円（税込み）で落札したので、同社との契約の締結について、議会の議決を求めるもの		
20	議案第116号	財産の無償貸付けについて	49
	学校法人都城コア学園に対し、学生駐車場用地として土地の無償貸付けを行うことについて、議会の議決を求めるもの		
21	議案第117号－ 議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について（21議案）	53- 93
41	公の施設の指定管理者の指定議案関係資料を参照		
42	議案第138号	宮崎県自治会館管理組合の解散に関する協議について	95
	平成30年4月1日から宮崎県市町村総合事務組合と宮崎県自治会館管理組合が統合することに伴い、平成30年3月31日をもって宮崎県自治会館管理組合を解散させることについて、宮崎県自治会館管理組合を組織する団体と協議するため、議会の議決を求めるもの		
43	議案第139号	宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	97
	宮崎県自治会館管理組合の解散に伴い、その財産を宮崎県市町村総合事務組合へ継承することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるもの		

	議案第140号	宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、宮崎縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	
44		平成30年4月1日から宮崎縣市町村総合事務組合に日向市、串間市、西都市及びえびの市を加入させること、宮崎縣市町村総合事務組合の共同処理する事務に宮崎県自治会館の設置及び管理運営に関する事務を加えること並びに宮崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるもの	101
	議案第141号	都城市営土地改良事業計画の概要について	
45		大池地区の市営土地改良事業の施行に当たり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良事業計画の概要について、議会の議決を求めるもの	107
46 - 47	議案第142号- 議案第143号	都城市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	※
48 - 50	議案第144号- 議案第146号	都城市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	※
51	議案第147号	都城市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	※
52	議案第148号	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	※

平成29年第4回都城市議会定例会（12月）

（議案第97号～第148号）

議案第97号

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部を改正する条例
都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例（平成18年条例第14号）の
一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第98号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

都城市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「多機能端末機」の次に「及び利用者操作用端末機」を加え、同条中「いう。）」の次に「及び利用者操作用端末機（市の窓口に設置する端末機で、証明書の交付申請の機能を有するものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年2月1日から施行する。

議案第99号

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第100号

都城市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例

都城市公共施設整備等基金条例（平成18年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び維持補修を含む。以下同じ」を「、維持補修、解体及び撤去を含む」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第101号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項から第30項までの規定による条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第17項を第19項とし、第16項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

2 改正後の都城市税条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

議案第102号

都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例の制定について

都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例

都城市では、地域住民が、人と人とのつながりからなる支え合い、助け合いの精神を持ち、市の発展と地域社会の振興に寄与してきた。

その中でも自治公民館は、中心的な担い手であり、自立的な組織として、公共的な役割を果たしている。

しかし、近年の人口減少、少子高齢化に加え、生活様式及び価値観の多様化も伴い、地域に対する住民の関心や相互のつながりは希薄化しており、自治公民館活動に参加する住民は減少し、地域社会の衰退が危惧されている。

このような現状において、暮らしやすい地域社会を形成し、大規模自然災害の発生に備え、安全・安心のまちづくりを推進するためには、地域住民、自治公民館、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、地域住民の交流を図り、自治公民館活動を活性化するために、地域住民の自治公民館加入及び活動参加の促進について、連携して取り組む必要がある。

ここに、地域住民が支え合い、助け合いながら、健やかに生活できるふるさとを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自治公民館への加入及び活動参加の促進に関する基本理念を定め、地域住民、自治公民館、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、地域社会において重要な役割を担う自治公民館への地域住民の加入及び活動参加の促進を図り、もって暮らしやすい地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民 市内の一定の区域に居住する者をいう。
- (2) 自治公民館 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。
- (3) 事業者 市内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有する個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 自治公民館への地域住民の加入及び活動参加の促進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 支え合い及び助け合いの精神に基づいて、地域住民相互のつながりを強めること。
- (2) 自治公民館への加入及び活動参加については、地域住民の多様な価値観及び自主性が最大限に尊重されること。
- (3) 地域住民、自治公民館、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下、自治公民館への加入及び活動参加の促進について協働すること。

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域の一員であることを自覚するとともに、地域で安心して快適に暮らすために、自治公民館が重要な役割を担っていることを認識した上で、自治公民館への加入及びその活動に参加するよう努めるものとする。

(自治公民館の役割)

第5条 自治公民館は、地域住民が自治公民館活動の重要性を十分に理解できるよう自治公民館活動の意義及び内容について説明を行い、地域住民の自発的な加入が促進されるよう努めるものとする。

- 2 自治公民館は、その活動に地域住民及び事業者が自主的かつ積極的に参加しやすいものとなるよう努めるものとする。
- 3 自治公民館は、その活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、事業所等の所在する地域の自治公民館活動に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員の自治公民館への加入及び自治公民館活動への参加に配慮するよう努めるものとする。
- 3 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行う事業者は、当該住宅に入居しようとする者に対して、自治公民館への加入啓発に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、地域住民の自治公民館への自発的な加入及び自治公民館の円滑な運営を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、自治公民館に対する地域住民の理解と関心を深め、及び自治公民館の活

動への地域住民の一層の参加を促進するため、広報活動、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

暫定施行した条例を廃止する条例の制定について

暫定施行した条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

暫定施行した条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 山之口町家庭奉仕員派遣手数料徴収条例（昭和57年山之口町条例第16号）
- (2) 山之口町特定農山村地域活性化基金条例（平成14年山之口町条例第3号）
- (3) 高城町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（昭和57年高城町条例第23号）
- (4) 高城町養護老人ホーム短期入所生活介護使用料徴収条例（平成12年高城町条例第30号）
- (5) 山田町父子家庭児童扶養手当支給条例（平成12年山田町条例第7号）
- (6) 高崎町デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成元年高崎町条例第28号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第104号

都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山之口青井岳観光施設条例の一部を改正する条例

都城市山之口青井岳観光施設条例（平成18年条例第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「都城市山之口町山之口2119番地1」を「都城市山之口町山之口2119番地4」に改める。

第10条第2項第2号中「滅失し、又はき損する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。

第20条中「損傷し、又は滅失した」を「汚損し、損傷し、又は滅失した」に改める。

別表中「を加えた額」を「との合計額」に改め、同表(3) 青井岳キャンプ場の表に次のように加える。

シャワー室	1回(3分)	100円	基礎額に同じ(消費税及び地方消費税の額を含む。)
-------	--------	------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表(3) 青井岳キャンプ場の表に次のように加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

都 使 審 第 3 号
平成29年10月12日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成29年10月5日付け都財第413号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市山之口青井岳観光施設（青井岳キャンプ場）シャワー室の使用料の設定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 西 川 英 男
委 員 永 野 修一郎
 蓑 原 行 満
 横 山 幸 子
 倉 吉 悦 子

[別表 1]

都城市山之口青井岳観光施設条例 別表（第 14 条関係）（抜粋）

(3) 青井岳キャンプ場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
シャワー室	1 回 (3 分)	100 円	基礎額に同じ（消費税及び地方消費税の額を含む。）

議案第105号

都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例の制定について

都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市道の駅山之口条例の一部を改正する条例

都城市道の駅山之口条例（平成18年条例第198号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

（3） 農林水産物、特産品等の展示販売及び食材の供給に関する業務

（4） 地域資源等の紹介及び地域情報の提供に関する業務

別表中「を加えた額」を「との合計額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

かかしの里市民広場	都城市山田町山田7599番5
-----------	----------------

別表第2中「を加えた額」を「との合計額」に改める。

別表第3(1) 第10条第1項各号に掲げる行為をする場合の表備考1中「を加えた額」を「との合計額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に次のように加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の都城市都市公園以外の公園に関する条例別表第1中かかしの里市民広場の指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

議案第115号

工事請負契約の締結について

大修更 第3号 甲斐元通線（歌舞伎橋）整備事業 歌舞伎橋上部工工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 大修更 第3号 甲斐元通線（歌舞伎橋）整備事業
歌舞伎橋上部工工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 423,885,960円 |
| 4 契約の相手方 | 福岡市博多区博多駅東二丁目4番17号
株式会社 駒井ハルテック 九州営業所 |

議案第115号関係資料

大修更 第3号 甲斐元通線（歌舞伎橋）整備事業 歌舞伎橋上部工工事

1 工事概要 橋梁上部工

延 長：L = 132.0 m

幅 員：W = 6.0 (9.5) m

形 式：鋼3径間連続非合成箱桁橋

架設工法：ベント併用

トラッククレーン架設

鋼 重：363.5 t

2 予定価格 472,641,480円（消費税及び地方消費税込み）

437,631,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 423,885,960円（消費税及び地方消費税込み）

392,487,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 89.68%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
株式会社 大島造船所 九州営業所	390,526,920	失格
清本鉄工 株式会社	391,114,763	失格
高田機工 株式会社 福岡営業所	391,310,713	失格
川田工業 株式会社 九州営業所	391,310,800	失格
株式会社 名村造船所 佐賀営業所	391,702,611	失格
瀧上工業 株式会社 福岡営業所	391,900,000	失格
株式会社 駒井ハルテック 九州営業所	392,487,000	落札

日本橋梁 株式会社 九州営業所	392,682,358	
三井造船鉄構エンジニアリング 株式会社 大分営業所	392,700,000	
宮地エンジニアリング 株式会社 福岡営業所	411,500,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第116号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地の無償貸付けを行うことについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

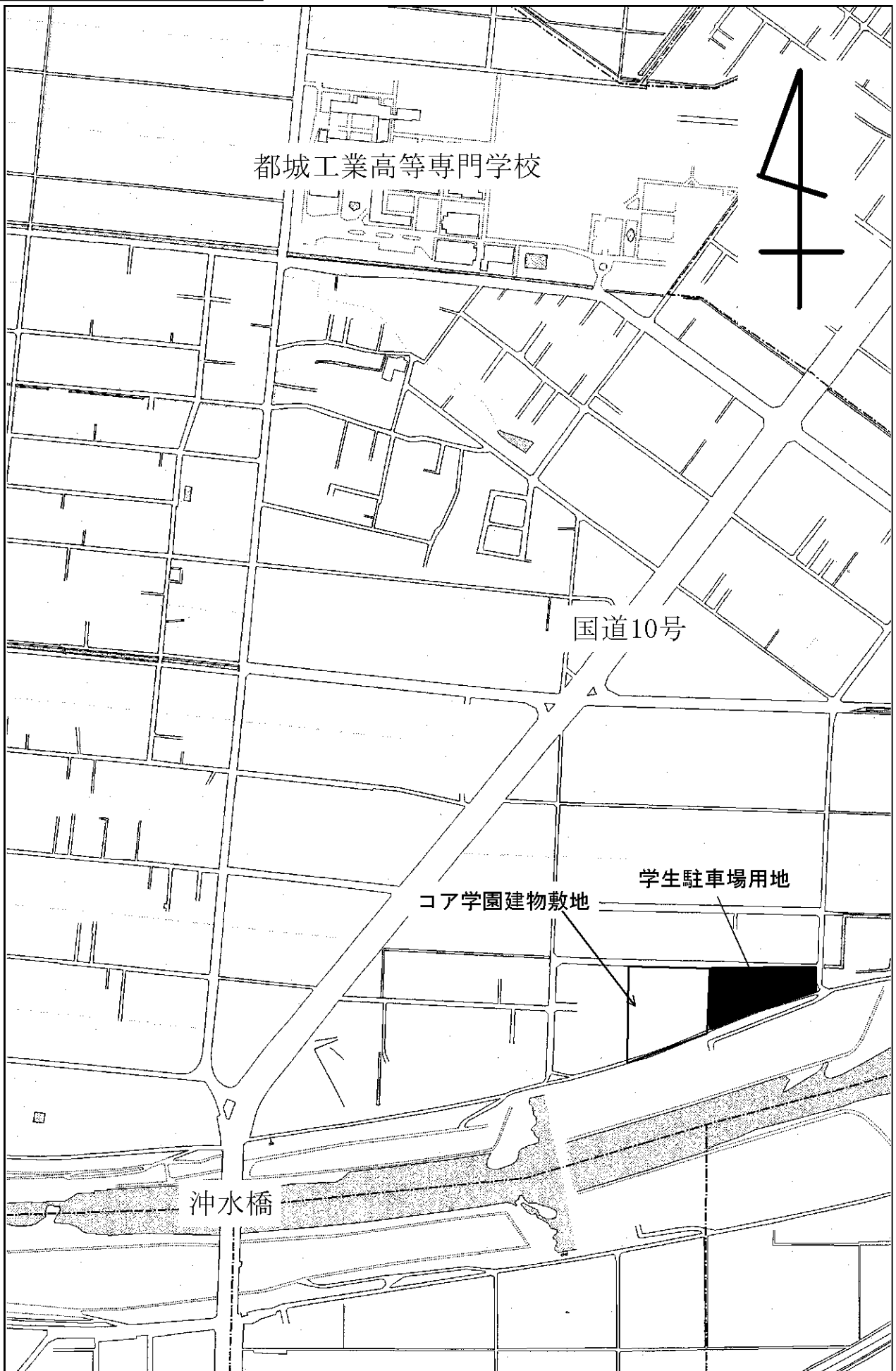
1 貸付けの目的 学校法人都城コア学園に学生駐車場用地として貸し付けるため

2 土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積 (㎡)
都城市吉尾町77番1	雑種地	3,014

3 貸付期間 平成30年4月1日から平成39年3月31日まで

4 貸付けの相手方 都城市吉尾町77番地8
学校法人都城コア学園



議案第 1 1 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市中心市街地中核施設条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市子育て世代活動支援センター

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人 善隣館福社会

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第118号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項並びに都城市勤労青少年体育センター条例第5条第1項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市勤労青少年体育センター及び都城市姫城公園運動広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
姫城地区体育協会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 1 1 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市上長飯一万城地区体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
妻ヶ丘地区体育協会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第120号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項並びに都城市地区体育館条例第5条第1項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市小松原地区体育館及び都城市小松原市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
小松原地区体育協会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 1 2 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市祝吉地区体育館
- 2 指定管理者となる団体の名称
祝吉地区体育協会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 2 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項並びに都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項及び
都城市都市公園以外の公園に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の
指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市沖水地区体育館及び都城市沖水市民広場

- 2 指定管理者となる団体の名称
沖水地区体育協会

- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第123号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項並びに都城市地区体育館条例第5条第1項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市五十市地区体育館及び都城市鷹尾市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
五十市地区体育協会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 1 2 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項並びに都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項及び
都城市都市公園条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のと
おり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市横市地区体育館及び都城市横市市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
横市地区体育協会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第 1 2 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項並びに都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項及び
都城市都市公園条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のと
おり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市志和池地区体育館及び都城市志和池市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
志和池地区体育協会
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第126号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項並びに都城市地区体育館条例第5条第1項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市庄内地区体育館及び都城市庄内市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
庄内地区体育協会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 1 2 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項並びに都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項及び
都城市都市公園以外の公園に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の
指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市中郷地区体育館及び都城市中郷市民広場

- 2 指定管理者となる団体の名称
中郷地区体育協会

- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第128号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項並びに都城市地区体育館条例第5条第1項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市西岳地区体育館及び都城市西岳市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
西岳地区まちづくり協議会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 1 2 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市都市公園条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市下長飯市民広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
下長飯自治公民館
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第130号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市大岩田市民広場

- 2 指定管理者となる団体の名称
大岩田玉利自治公民館

- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第131号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市多目的研修集会施設条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市今町地区多目的研修集会施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
今町地区多目的研修集会施設管理組合
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第132号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市営住宅条例第58条第3項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
市営住宅及び共同施設

- 2 指定管理者となる団体の名称
一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会

- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第133号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市リサイクルプラザ条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市リサイクルプラザ

2 指定管理者となる団体の名称

真栄産業株式会社

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第134号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市中心市街地中核施設条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市未来創造ステーション、都城市まちなか広場、都城市まちなか交流センター、都城市中央バス待合所及び都城市中心市街地中核施設附帯駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称
都城まちづくり株式会社
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第 1 3 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市公設地方卸売市場業務条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市公設地方卸売市場

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社都城公設卸売市場

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 9 年 1 2 月 1 日提出

都城市長 池 田 宜 永

議案第136号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市農業伝承の家条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市農業伝承の家
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人 正応寺ごんだの会
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成37年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第137号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市高崎農産加工センター条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市高崎大牟田農産加工センター及び都城市高崎江平農産加工調理センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
高崎町農産加工センター事業協同組合
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成37年3月31日まで

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第138号

宮崎県自治会館管理組合の解散に関する協議について

宮崎県自治会館管理組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づき、組合を組織する団体と協議する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

議案第139号

宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、別紙のとおり関係地方公共団体と協議する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定めるものとする。

宮崎県自治会館管理組合が所有する一切の財産を宮崎縣市町村総合事務組合に継承する。

議案第140号

宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加、宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び宮崎県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

平成30年4月1日から宮崎県市町村総合事務組合に日向市、串間市、西都市及びえびの市を加入させ、宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務に宮崎県自治会館の設置及び管理運営に関する事務を加え、宮崎県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議する。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

宮崎県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

宮崎県市町村総合事務組合同規約（平成元年7月1日宮崎県シレイ217-328）の一部を次のように変更する。

第3条に次の1号を加える。

(12) 宮崎県自治会館の設置及び管理運営に関する事務

第4条中「宮崎市宮田町1番11号」を「宮崎市宮田町1番8号」に改める。

別表第1中「小林市」の次に「、日向市、串間市、西都市、えびの市」を加える。

別表第2に次のように加える。

第3条第12号 に関する事務	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
-------------------	---

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 従前の宮崎県自治会館管理組合の事務及び財産は、宮崎県市町村総合事務組合が継承する。

●宮崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変更前	変更後										
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、組合市町村の次の各号に掲げる事務を、別表第2に掲げる区分に応じ共同処理する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>宮崎市宮田町1番11号</u>に置く。</p> <p>別表第1</p> <p>組合を組織する団体 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="730 1120 890 2051"> <tr> <td>宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、三股町、高原町、高鍋町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町</td> </tr> </table>	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、三股町、高原町、高鍋町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、組合市町村の次の各号に掲げる事務を、別表第2に掲げる区分に応じ共同処理する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>宮崎県自治会館の設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>宮崎市宮田町1番8号</u>に置く。</p> <p>別表第1</p> <p>組合を組織する団体 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="730 188 890 2051"> <tr> <td>宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</td> </tr> </table>	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町								
宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、三股町、高原町、高鍋町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町											
宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町											
<p>別表第2</p> <p>組合の共同処理する事務 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="991 1120 1117 2051"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第11号に関する事務</td> <td></td> </tr> </table>	(略)	(略)	第3条第11号に関する事務		<p>別表第2</p> <p>組合の共同処理する事務 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="991 188 1361 2051"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3条第11号に関する事務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3条第12号に関する事務</td> <td>宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町</td> </tr> </table>	(略)	(略)	第3条第11号に関する事務		第3条第12号に関する事務	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
(略)	(略)										
第3条第11号に関する事務											
(略)	(略)										
第3条第11号に関する事務											
第3条第12号に関する事務	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町										

議案第141号

都城市営土地改良事業計画の概要について

次の区域を都城市営土地改良事業として施行するに当たり、土地改良事業計画を定めるため、土地改良事業計画の概要について、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

団体営農村地域防災減災（用排水施設整備）事業

地域名	地区名	事業量		
		工種	延長	受益面積
吉之元町	大池	用水路工	124m	4.6ha

平成30年度 新規採択希望 農村地域防災減災事業 (用排水施設整備)

宮崎県大池地区計画位置図

おおいけ

縮尺 1/25,000

議案第141号関係資料

位置図

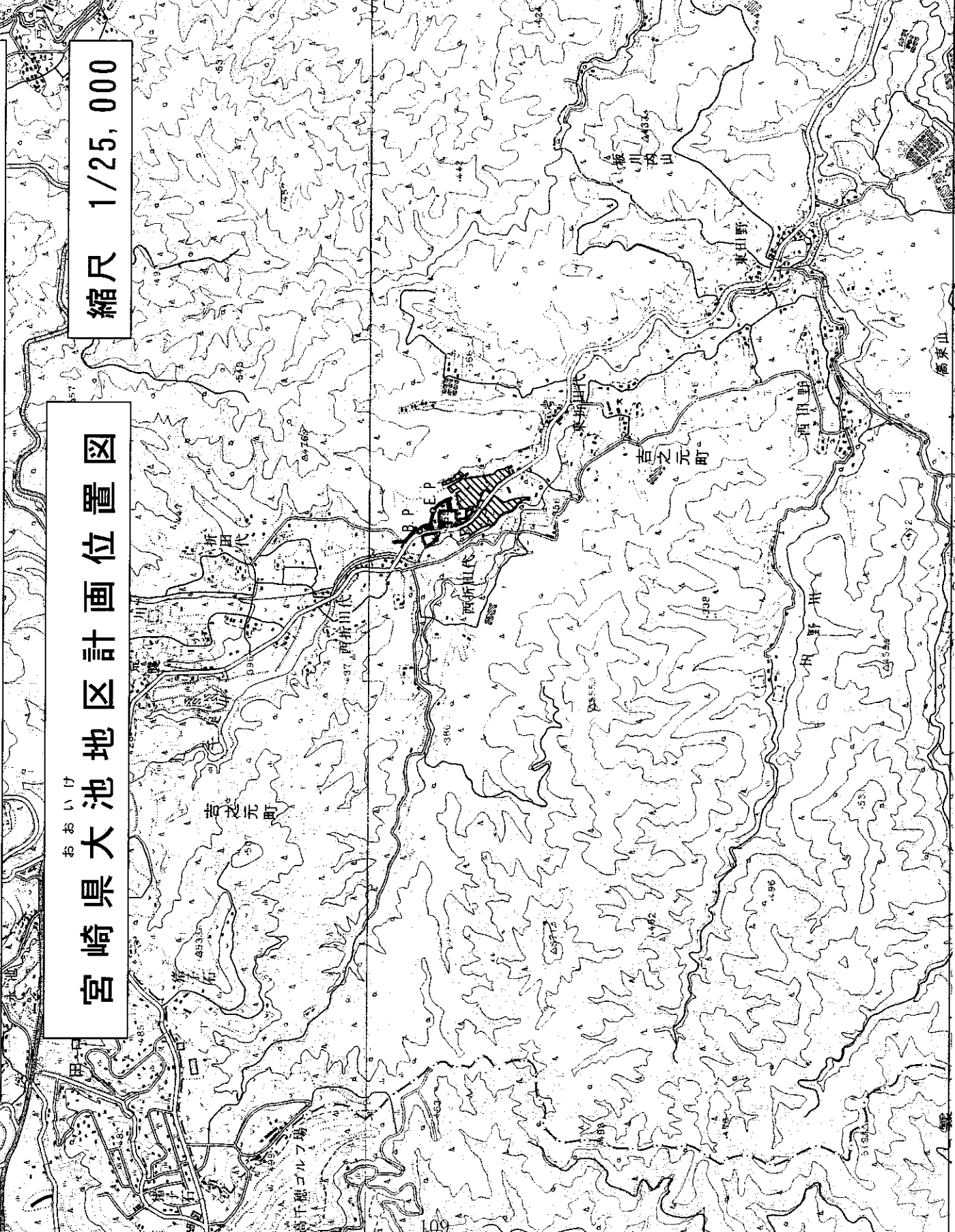
熊本県

鹿児島県



事業概要	
受益面積	4.6 ha
事業費	39,000 千円
主要工事	全体延長 L=124.0 m 三面張水路 L=103.0 m (山留工) 四面張水路 L=21.0 m
関連事業	—
事業主体	都城市

凡例	
記号	名称
	受益区域 A= 4.6ha
	流域
	直接被害区域 A= 1.8ha
	間接被害区域 A= 3.5ha
—	計画水路 L=124.0m



平成30年度 新規採択希望 農村地域防災減災事業 (用排水施設整備)
 宮崎県 大池地区 計画概要図

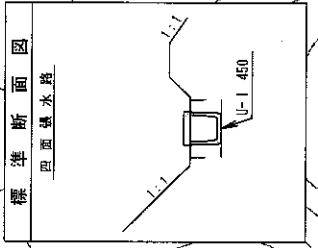
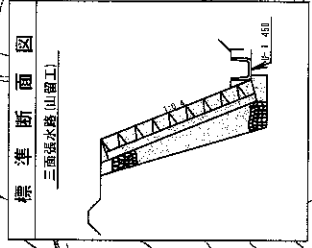


今回改修区間 L=124.0m

今回改修区間 L=124.0m

事業概要	
受益面積	4.6 ha
事業費	39,000 円
主要工事	全体延長 L= 124.0 m 三面張水路 L= 103.0 m (山留工) 四面張水路 L= 21.0 m
関連事業	-
事業主体	都城市

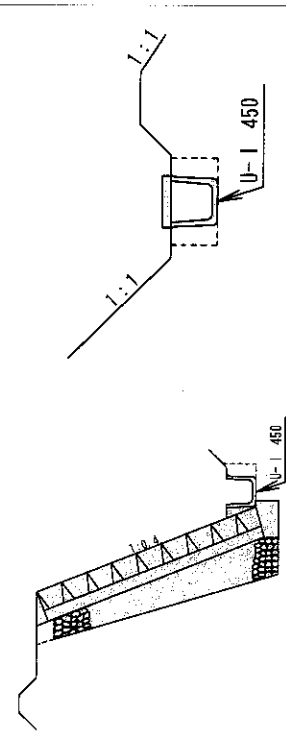
凡 例	
記号	名称
	受益区域 A= 4.6ha
	流 域
	直接被害区域 A= 1.8ha
	間接被害区域 A= 3.5ha
	計画水路 L= 124.0m



団体営農村地域防災減災(用排水施設整備)事業 計画概要表

宮崎県			宮崎県		小規模	
受益地	宮崎県都城市吉之元町	ちくめい地区名	おおいけ大地	採択年度	完了年度	事業主体
区分	宮崎県都城市吉之元町	ちくめい地区名	おおいけ大地	H30	H32	都城市
被害種類	被害想定額	千円	104,807	直接被害額	間接被害額	法手続関係
直接被害	面積	ha	1.8	1,640千円	水稲 1.2ha ソルゴ 0.1ha	平成 29年 月
間接被害	面積	ha	3.5	24,570千円	水田 1.3ha	平成 29年 月
			4,157	5,308千円	用水路 320m	平成 30年 月
計			108,964	3,916千円	農業所 1戸	
				32,772千円	県道 480m 市町村道 360m	
				33,046千円	家屋 9戸	
				3,555千円	倉庫 10戸	
				計4.7ha	計3.5ha	
現況	年平均被害額(H19~H28)	千円	286,481	被害状況	被害種類	原因
	農薬施設	千円	70,101	作物	千円	千円
			102,362	施設構造物の変形	施設の脆弱化	施設の脆弱化
工事	事業量	千円	24,400千円	数量及延長	構造	側溝U-I
	三面張水路(山留工)	L=124m	24,000千円	用水路	L=1.0km	山留水路
	四面張水路	L=21m	400千円	原因	施設の脆弱化	素掘暗渠
	測量設計費	1.0式	9,900千円	数量及延長	側溝U-I	素掘暗渠
	用地・補償費	1.0式	3,400千円	数量及延長	山留水路	素掘暗渠
	工事雑費	1.0式	1,300千円	数量及延長	素掘暗渠	素掘暗渠
計	合計	39,000千円		計	計3.5ha	計4,157千円
画面	主な防止施設の内容	三面張水路(山留工)		三面張水路(山留工)		
	数量及延長	L=124m		四面張水路		
	構造	構造		数量及延長		
	工事費	55%		数量及延長		
	工維・事務費	33.7%		数量及延長		
	県分事務費	100%		数量及延長		
	国	11.3%		数量及延長		
	市町村	100%		数量及延長		
	その他	-		数量及延長		

(計画概要図)



別紙のとおり

第1章 目的

(1) 必要性

本地区は都城市西部にあり、鹿児島県との県境にある。本地区の用水路は大雨による土砂崩壊が発生し、その度に共同作業による補修や災害復旧による補修を行ってきた。特に、本路線内にある素掘隧道は、長年の侵食による崩壊が生じ通水断面阻害による用水不足等様々な農業経営への影響を及ぼしている。また、本用水路の直下には県道及び宅地が並通しており、異常気象による豪雨や台風による水路の崩壊が懸念される。現実に、農地や県道での被害も想定される。現実に、隧道隣接住宅においては、住宅被害が数回発生しており、早急な整備が望まれる。

(2) 緊急性

脆弱化が進み土砂の堆積や水路の崩壊等も頻繁に発生している。現実に隧道隣接住宅においては、住宅被害が数回発生している。陥没・土砂崩壊により、用水路の付近にある人家、農地、公共施設等一度災害が発生したら計り知れない被害を及ぼす恐れは十分であることから、地元も管理や見廻り等、少しの漏水も見逃さない様、頻繁に行っているが、二次災害等の影響も心配される。

第2章 地域及び地積

1. 地積
2. 地積

(29年 2月 現在)

市町村名	現況地目	田	畑	原野	山林	道水路数	計	備	考
都城市		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	計	4.6	—	—	—	—	4.6	—	
	計	4.6	—	—	—	—	4.6	—	

第3章 現況一般気象

1.

観測所名	都城測候所	観測期間	平成17年～平成26年	観測期間	5月～10月	非かんがい期間	11月～4月	計	備	考
平均気温	23.4	°C	10.1	°C	16.9	°C				
降水量	1,818.5	m/m	694.1	m/m	2,512.6	m/m				
降水日数	116.0	日	85.7	日	201.7	日				
根雪期間	—	日	—	日	—	日				
無霜期間	—	日	—	日	—	日				
最多風向	NNE		NNE		NNE		NNE			